

平成31年度事業計画

〈基本方針〉

畜産の情勢は、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)が平成30年12月30日に、日EU経済連携協定(EPA)は平成31年2月1日に発効され、新たな国際競争の時代を迎える。

国においては、これらの動きに対応するため「総括的なTPP等関連政策大綱」に基づき、国際競争力の強化を進めるようとしている。

これらの状況を踏まえ本協会においては、畜産経営の基盤強化と経営改善を図るため、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(クラスター事業)および酪農経営体生産性向上緊急対策事業(楽酪事業)などの支援対策事業を本県窓口団体として引き続き支援を行う。

また、セーフティネット事業に付きましては、肉用子牛生産者補給金制度と法制化され肉用牛肥育経営安定交付金事業は本協会事業の主要事業と位置付け適正な執行に努める。

一方、近江牛のブランド向上を目的に、本協会が申請団体となり平成29年12月15日付で、特定農林水産物等の名称の保護に関する登録を受けた。その運用に向けて、関係機関と協力し早期に実施するよう取り組んで行く。

県の指導の下、関係機関及び会員との連携を強化し、各種事業の円滑な推進を図っていくとともに、国の補助・委託事業を活用して、価格安定対策、生産振興対策、家畜防疫対策、畜産生産団体の活動支援に取り組み、安全・安心な県内畜産物の安定生産を推進し、本県の畜産振興に努める。